

各法科大学院の改善状況に係る調査結果

平成23年9月14日
中央教育審議会大学分科会
法科大学院特別委員会
法科大学院教育の質の向上に関する
改善状況調査ワーキング・グループ

1. 経緯及び趣旨

中央教育審議会大学分科会法科大学院特別委員会（以下「法科大学院特別委員会」という。）が、平成21年4月に「法科大学院教育の質の向上のための改善方策について（報告）」（以下「特別委員会報告」という。）を取りまとめてから2年以上が経過した。

特別委員会報告を踏まえ、第5期の法科大学院特別委員会の下に設置された第3ワーキング・グループにおいて、これまでに3回にわたって各法科大学院の教育の改善状況について調査を実施し、その結果を公表することにより、各法科大学院における改善の取組を加速させるように促してきた。

これまでの調査においては、多くの法科大学院が、特別委員会報告や第3ワーキング・グループの指摘を踏まえ、入学定員の見直しをはじめとする組織見直しや、教育の質の向上に真摯に取り組んでいる一方で、一部の法科大学院では、なお入学者選抜における入学者の質の確保や成績評価・修了認定の在り方に課題を抱えていることが確認された。

さらに、直近の平成23年度入学者選抜の結果をみると、より多くの法科大学院が競争的な環境の整備等により入学者の質の確保に努めるようになってきているが、その一方で、依然として選抜における競争性の確保が不十分だったり、適性試験の点数が著しく低い者を入学させたりしている法科大学院も一部に存在している。

このような状況を踏まえ、中央教育審議会が第6期を迎えて初めて開催された平成23年6月の法科大学院特別委員会における審議において、法科大学院に対して教育の質の向上に向けた改善を継続的に促していくため、これまでの第3ワーキング・グループの活動を引き継ぐ組織として「法科大学院教育の質の向上に関する改善状況調査ワーキング・グループ」（以下「本ワーキング・グループ」という。）を設置し、引き続き改善状況に係る調査を実施することが決定された。

その際、平成24年度入学者選抜に向けた喫緊の課題として、平成23年度の入学者選抜の結果を踏まえ、入学者の質の確保の観点から課題があると考えられる法科大学院に対して、競争性の確保、適性試験の活用の在り方など、入学者の質の確保に関する取組について調査を実施することとされた。

2. 調査の概要

本ワーキング・グループでは、法科大学院特別委員会における審議を踏まえ、各法科大学院における入学者の質の確保に関する取組についての調査方針及び内容を審議・決定し、以下のとおり実施した（調査対象校については別紙参照。）。

（1）書面調査

各法科大学院における入学者選抜の状況を把握するため、以下のとおり書面調査を実施した。

- ① 特別委員会報告で、競争倍率（受験者数／合格者数）が2倍を下回る状況は、入学者選抜における選抜機能が十分に働いているとはいえ、質の高い入学者を確保するため、入学定員を見直すなど、競争的な環境を整えることが不可欠であるとされている。これを踏まえ、平成23年度入学者選抜において競争倍率が2倍未満となった法科大学院に対し、その理由や入学定員の見直しを含めた競争性の確保に向けた今後の取組等について調査を実施した。
- ② 特別委員会報告で、適性試験について、総受験者の下位から15%程度の人数を目安として入学最低基準点を設定すべきとされていることを踏まえ、平成23年度入学者選抜において適性試験の点数が下位15%以下の者を合格させた法科大学院に対し、その理由や法科大学院への入学に最低限必要と考える適性試験の点数の基準（以下「適性試験最低基準点」という。）の設定に関する考え方等について調査を実施した。

（2）ヒアリング調査

上記の書面調査に対する各法科大学院からの回答を分析し、審議を行った結果、以下のとおりヒアリング調査を実施することとした。

- ① 平成23年度入学者選抜において競争倍率が2倍未満となった全ての法科大学院（19校）に対し、入学者の質の確保に関する取組の状況や今後の運営方針等について聴取することとした。
- ② 適性試験について、特別委員会報告の趣旨を踏まえるとともに、下位から15%の者が含まれる点数を最低基準点と設定している法科大学院も現に存在することも考慮し、下位から15%未満の者を合格させた法科大学院（19校）に対して、入学者の質の確保の観点から適性試験の最低基準点を設定する必要性についてどのように考えるか等を聴取することとした。

さらに、それぞれの法科大学院に対し、平成24年度以降の入学者の質の確保を促すこととした。

3. 調査の結果

本ワーキング・グループとしては、各法科大学院の入学者の質の確保に関する今回の調査の結果、以下のような所感を得た。

【総論】

入学者選抜における入学者の質の確保については、特別委員会報告やこれまでの第3ワーキング・グループの調査結果による指摘に加えて、「法曹養成制度に関する検討ワーキングチーム」（文部科学副大臣及び法務副大臣が主宰）が昨年7月にとりまとめた検討結果においても、「入学者の質を確保するためには、入学試験における競争性の確保（競争倍率2倍以上の確保）及び適性試験の改善（統一的な入学最低基準点の設定）」が重要であるとされ、「特に問題点を抱える法科大学院は、その入学定員の削減を進めるべきであるとの意見があった」ことが記載されている。

これらの報告等が提言するように、法科大学院が法曹養成機関としての社会的責任を果たすためには、プロセス養成の入口である入学者選抜の段階における入学者の質の確保が極めて重要であり、その上で充実した教育を提供するとともに厳格な成績評価・修了認定を実施することで、質の高い修了者を輩出することが必要である。

平成22年度の入学者選抜においては、競争倍率が2倍未満となった法科大学院が40校にも上っていたが、平成23年度の入学者選抜では19校となり、全体としては相当程度改善が図られている。改善を図った法科大学院の中には、これまでの指摘を踏まえ、結果として入学者数が入学定員を大幅に下回ることになるとしても、入学者の質の確保を最優先した法科大学院も少なからず見られた。その一方で、依然として定員充足等を優先するあまり、複数年にわたり改善が見られない法科大学院や、前年度よりもさらに競争倍率を下げている法科大学院も存在している。

適性試験については、平成23年度の入学者選抜において、適性試験最低基準点を設定した法科大学院は27校であり、そのほとんどが総受験者の下位から15%の者が属する点数又はそれを上回る点数を基準点としている。また、適性試験最低基準点を設定するまでには至っていないものの、選抜の過程において適性試験の点数が著しく低い者は不合格とする運用を行っている法科大学院も少なくなく、全体で54校の法科大学院では、結果として下位15%未満の者を合格させていない。その一方で、下位15%未満という著しく低い点数の者を合格させた法科大学院が19校もあり、中にはそのような者を10名以上合格させた法科大学院が複数あった。

特別委員会報告等を踏まえ、第3ワーキング・グループ及び本ワーキング・グループとして、入学者選抜における入学者の質の確保の重要性については、これまでも繰り返し強調してきた。

その中でも、競争倍率2倍以上の確保は、そのみで入学者の質が十分確保されるとは言えないとしても、少なくとも、これを下回る（不合格者よりも合格者の方が多い）状況では、選抜機能が働いているとは言い難いことから、最低限守るべき基準として提示されているものである。

また、適性試験についても、現段階では法科大学院入学後の成績や新司法試験の成績との正の相関は必ずしも強いとは言えないものの、そこで判定される一定程度の判断力・思考力・分析力・表現力等は法科大学院における教育により高度専門職業人としての法曹を養成するための基礎として必要とされる資質・能力であり、それゆえ、入学者選抜における重要な判定資料として活用することが求められている。実際、適性試験の

成績が著しく低い者については、一部の例外的事例はあるとしても、全体としては法科大学院入学後の成績も良くなく、仮に修了できたとしても新司法試験に合格していないという指摘もある。入学者の質を確保するためには、このような者が入学しないような選抜システムとすることが必要だと考えられる。

※ 適性試験最低基準点の目安については、絶対点での設定は困難であり、また必ずしも適切でもないため、相対的な得点分布を基に、平均点の上下標準偏差の広がりとして、おおむね7割の者が入るところが標準偏差の範囲とされ、そこから外れる上下15%のうち、下位の15%については著しく低い得点として考えられていることなどを踏まえて、目安として提言されたものである。

法科大学院として優れた人材を輩出するためには、質の高い入学者を確保し、それらの者に対して質の高い教育を行い、その上で厳格な成績評価、修了認定を行うことにより修了者の質を保証するといった、入学以後の段階を含めた全体としての意識的な取組が必要であり、入学者選抜についての対応のみで足りるわけではないが、その最初の段階として、入学者選抜において入学者の質を確保することの重要性を軽視してよいものではない。よって、依然として改善を要する点が存在する法科大学院においては、入学者の最低限の質を確保するための選抜システムとして、競争性の確保や入学者選抜における適性試験活用の厳格化が強く求められる。

【ヒアリング調査における各法科大学院の説明とそれに対する本ワーキング・グループの考え】

○ 平成23年度の入学者選抜の結果、競争倍率が2倍未満となった理由については、入学志願者数の減少を挙げる法科大学院が多く、具体的には、全国的な志願者数の減少、他の法科大学院との競合により入学者の確保が困難となっていること、自校の新司法試験合格状況の低迷等が挙げられた。これらの法科大学院においては、改善方策として、広報活動の強化や入学者選抜の内容・方法・日程・会場設定等の改善、学生への経済的支援の充実、教育指導体制の強化による新司法試験合格状況改善への取り組み等が示された。

しかし、志願者数の多寡にかかわらず、入学者の質を確保するためには競争性の確保が必要であり、志願者数の減少はその必要を減じる理由とはならない。

○ 競争倍率が2倍を下回る結果になるとしても、入学定員を充足すること、又は、クラススケールとして必要な入学者数を確保することを重視して合格者数を決定したとする法科大学院や、合格発表後に追加合格者を出したため競争倍率がさらに下がってしまったとする法科大学院があった。

しかし、このような方法により一定の入学者数を確保できたとしても、最終的に修了できない者や、修了しても新司法試験を受けるだけの学力があるという自信を持ち得ない者、受けても合格するに至らない者を多数出してしまうことになるならば問題であり、入学者選抜の段階から入学者の質の確保を図ることは極めて重要である。そのために各法科大学院は入学者選抜において競争性の確保を徹底するべきであり、その結果として入学者が入学定員を相当に下回る状況が継続する場合には、入学定員自体を見直すなど、更なる抜本的な改善に取り組む必要がある。

- また、競争倍率と法科大学院入学後の成績との相関があまり強くないこと等を理由に、競争倍率が2倍を下回ってもマイナスの影響はないと説明する法科大学院や、前年までの入学者選抜に比べて合格水準を下げているわけではないこと等から、入学者の質は確保できていると説明する法科大学院もあった。

しかし、全体の志願者数が減少しており、以前にも増して入学者の質を確保することが困難な状況になりつつある中で、競争性の極めて低い入学者選抜において質の高い入学者を確保し続けることができるかは疑問である。また、従来どおりの合格水準を維持していれば質が確保されるとする説明についても、その「合格水準」が普遍性のあるものとまで言えるかは疑問とする余地があり、当該法科大学院の修了者のうち相当数が新司法試験に合格していない状況にあるなどの実績にも照らすと、入学者選抜における競争性の確保に取り組む必要を減じるだけの十分な説得力を持つ説明とは言い難い。すでに述べたとおり、入学者選抜において、競争倍率が2倍未満の状況では、入試における選抜機能が働いているとは言えず、そのような状況を続けるのは、入学者の質の確保についての意識が低いと言わざるをえず、早急な意識改革が必要とされる。

- さらに、競争倍率の確保や、適性試験の点数が著しく低い者を不合格とすることよりも、司法制度改革で求められている法曹養成の理念の実現のため、入学者の多様性を確保することに重点を置き、社会人等の多様な人材に教育を受ける機会を広く提供するようにしていると説明する法科大学院もあった。

確かに、入学者の多様性を確保することは重要であるが、法科大学院に入学したものの、結果として、新司法試験に合格するレベルにたどり着けないのであれば、多様な法曹を養成するという理念を実現することはおおよそできない。むしろ、競争倍率の確保や適性試験の成績に留意せずに、質の低い学生を入学させると、授業等教育全体のレベルが自ずと下がらざるをえず、進級・修了の認定も甘くなり、その結果、修了しても新司法試験を受けるだけの学力があるという自信のない者や受けても合格するに至らない者を多数出してしまい、さらに、このような状況が反映して、質の良い学生がさらに集まらなくなる、という悪循環に陥ることが懸念される。法科大学院を中核とする法曹養成制度において、高度専門職業人としての法曹を養成することが求められている以上、入学者の多様性の確保という理念自体の実現の大前提としても、入学者の質の確保を図る必要がある。

- 一方、適性試験については、適性試験の成績と法科大学院入学後の成績、新司法試験の成績との間に有意の相関が認められないことや、適性試験の点数が著しく低い者であっても入学後に学力が伸びる可能性があることから、入学者選抜の段階で絞りきることは適切でないという考えの法科大学院もあった。

確かに、これまで得られた検証結果等に照らす限り、適性試験の点数が高い者は法科大学院入学後の成績が良い、あるいは、新司法試験の成績も良いという正の相関が顕著に認められるとまでは言えない。しかし、ごく一部の例外を除くと、適性試験の点数が著しく低い者は、一般に法科大学院入学後の成績も良くなく、仮に修了できたとしても新司法試験に合格していないという指摘もある。そのような意味から、入学者選抜における質の確保のための最低ラインとして、適性試験の点数が著しく低い者を合格させることのないように、適性試験最低基準点を設定し、厳格に運用すること

が必要と考えられる。

- さらに、入学者選抜の在り方に関連して、特に法学未修者については、入学者選抜の段階では適性を測ることが困難であるため、入学者選抜の厳格化よりは、むしろ、入学後に厳格な成績評価を行うことにより適性を判別し、適性のない者は進級・修了させないものとするにより対応するのが適切であるという意見もあった。

しかし、法科大学院が法曹養成のための高度専門教育機関であることからすれば、入学した学生に対しては、充実した教育を行うことにより、可及的に法曹資格を得られるようなレベルに導くことが求められているのであり、また、入学する学生との関係でも、入学時に広く受け入れ、入学後に絞り込むというような対応は多くの学生の期待を裏切りかねない。入学後の高度の専門教育や厳格な成績評価・修了認定の前提としても、入学者の質の確保は極めて重要であり、そのために入学者選抜における競争性の確保等に真摯に取り組むべきである。

【まとめ】

今回の調査では、多くの法科大学院から、入学者の質の確保の重要性を認識し、平成24年度以降の入学者選抜において、競争倍率2倍以上の確保や適性試験最低基準点の設定に取り組んでいくことが表明された。その一方で、ごく一部ではあるが、全国的な新司法試験合格率の低迷や法科大学院志願者数の減少という状況の中で、個々の法科大学院の努力には限界があり、平成24年度以降の入学者選抜においても、そのような取組を行うことは困難であるとする法科大学院もあった。しかし、こうした一部の法科大学院の問題意識の低さは、法科大学院全般、さらにはそれを中核とする新たな法曹養成制度全体の信頼性を失わせることにつながりかねない。法曹養成制度全体として取り組まなければならない課題があることは確かだとしても、個々の法科大学院として、質の高い修了者を出していく責務を放棄できるものではなく、その責務を果たすために、入口である入学者選抜における入学者の質の確保も極めて重要であることは、繰り返すまでもない。平成24年度入学者選抜における各法科大学院のさらに徹底した改善の取組に期待したい。

4. 今後の取組

今後、平成23年新司法試験の結果等も踏まえながら、各法科大学院における改善状況について、引き続きフォローアップを実施し、その結果について随時、法科大学院特別委員会に報告していく予定である。

【参考】各法科大学院における教育の改善状況調査参考資料

平成23年9月8日現在

		フォローアップ対象校		書面調査実施	ヒアリング調査実施	平成21～23年度入学者選抜結果												入学定員				新司法試験合格率					
						競争倍率 (A/B)			受験者数 (A)			合格者数 (B)			入学者数			※H24は予定				H23	H22	H21	H20	H19	H18
						H23	H22	H21	H23	H22	H21	H23	H22	H21	H23	H22	H21	H24	H23	H22	H21						
1	北海道大学					4.27	3.38	3.13	474	341	413	111	101	132	78	76	93	80	80	80	100	30.0%	43.1%	40.4%	30.6%	49.0%	68.4%
2	東北大学			○		2.44	2.29	2.63	239	215	347	98	94	132	77	79	102	80	80	80	100	31.8%	36.5%	19.5%	46.5%	49.0%	47.6%
3	筑波大学					3.77	4.53	5.58	147	204	268	39	45	48	36	36	40	36	36	36	40	7.3%	25.6%	8.8%	19.2%	/	/
4	千葉大学					5.97	4.93	8.51	412	360	604	69	73	71	44	41	41	40	40	40	50	39.2%	43.5%	37.5%	49.3%	64.5%	55.6%
5	東京大学					4.86	3.78	3.08	1,161	900	856	239	238	278	228	229	274	240	240	240	300	50.5%	48.9%	55.5%	54.6%	58.6%	70.6%
6	一橋大学					4.48	5.26	4.48	412	484	470	92	92	105	87	88	103	85	85	85	100	57.7%	50.0%	62.9%	61.4%	63.5%	83.0%
7	横浜国立大学					2.91	3.96	5.25	157	210	310	54	53	59	43	42	50	40	40	40	50	13.5%	19.1%	25.3%	36.9%	34.2%	50.0%
8	新潟大学					2.03	1.83	1.83	73	66	121	36	36	66	26	22	29	35	35	35	60	10.4%	11.0%	17.3%	18.0%	22.2%	50.0%
9	金沢大学			○	○	1.83	2.00	1.68	95	76	84	52	38	50	18	16	19	25	25	25	40	23.4%	31.5%	22.4%	8.5%	33.3%	50.0%
10	信州大学		●	○	○	1.59	1.21	1.87	54	41	73	34	34	39	19	17	17	18	18	18	40	7.7%	12.2%	15.4%	0.0%	/	/
11	静岡大学	●				2.45	1.69	1.75	54	44	63	22	26	36	10	13	23	20	20	20	30	14.9%	16.2%	11.1%	11.8%	/	/
12	名古屋大学					3.83	5.25	2.95	379	467	283	99	89	96	84	65	91	70	70	70	80	31.6%	35.3%	33.3%	32.7%	63.1%	60.7%
13	京都大学					2.95	3.62	3.37	501	623	717	170	172	213	159	166	206	160	160	160	200	54.6%	48.7%	50.3%	41.5%	64.0%	67.4%
14	大阪大学					3.72	3.68	3.15	688	663	727	185	180	231	86	82	99	80	80	80	100	28.7%	38.9%	33.5%	38.6%	43.8%	47.6%
15	神戸大学					3.95	4.32	4.15	809	839	905	205	194	218	85	83	97	80	80	80	100	46.6%	34.0%	49.0%	54.7%	50.5%	64.5%
16	島根大学		●			2.07	1.33	1.74	31	16	47	15	12	27	10	11	18	20	20	20	30	8.7%	10.3%	4.3%	15.4%	16.7%	100.0%
17	岡山大学					2.61	2.04	1.41	146	106	114	56	52	81	32	37	51	45	45	45	60	31.5%	15.1%	25.0%	31.4%	43.5%	33.3%
18	広島大学			○	○	1.65	1.89	1.66	139	142	153	84	75	92	44	44	58	48	48	48	60	12.5%	20.8%	25.0%	36.5%	34.4%	25.0%
19	香川大学	●				2.05	1.08	1.52	45	39	67	22	36	44	10	18	15	20	20	20	30	4.5%	19.2%	7.1%	14.3%	33.3%	/
20	九州大学			○	○	1.90	2.59	3.05	190	251	354	100	97	116	79	83	99	80	80	80	100	21.0%	26.3%	26.4%	36.2%	39.2%	53.8%
21	熊本大学			○	○	1.94	2.05	1.69	35	76	91	18	37	54	16	19	35	22	22	22	30	10.3%	20.6%	15.6%	21.2%	10.0%	25.0%
22	鹿児島大学	●				2.08	2.00	1.56	25	32	42	12	16	27	7	9	14	15	15	15	30	6.3%	0.0%	5.7%	4.3%	8.0%	/
23	琉球大学		●	○	○	1.72	1.36	2.21	31	38	84	18	28	38	11	21	29	22	22	22	30	16.7%	13.2%	10.0%	12.5%	43.8%	/
24	首都大学東京					9.09	7.43	8.32	627	565	724	69	76	87	47	63	63	52	52	65	65	31.7%	29.7%	39.1%	49.4%	40.6%	43.6%
25	大阪市立大学					2.99	3.15	3.58	386	410	429	129	130	120	58	54	74	60	60	60	75	25.0%	26.1%	25.0%	40.2%	43.1%	69.2%
26	北海学園大学			○	○	2.33	2.07	1.94	63	58	62	27	28	32	22	19	20	25	25	30	30	27.0%	9.7%	29.2%	15.4%	/	/
27	東北学院大学	●				2.08	1.61	1.53	25	37	52	12	23	34	8	14	18	30	30	30	50	5.6%	5.1%	12.1%	18.9%	9.4%	/
28	白鷗大学		●			2.29	1.71	1.58	32	24	49	14	14	31	8	10	16	20	25	25	30	2.5%	5.7%	16.7%	9.5%	21.1%	50.0%
29	大宮法科大学院大学		●	○	○	1.88	1.61	1.56	94	122	123	50	76	79	27	43	47	50	70	70	100	6.4%	10.2%	14.8%	19.8%	14.0%	/
30	獨協大学		●	○	○	2.40	1.24	1.45	48	52	109	20	42	75	7	16	40	30	40	40	50	11.5%	3.7%	7.6%	20.0%	20.0%	/
31	駿河台大学		●			2.63	1.32	1.35	79	75	136	30	57	101	24	32	61	48	48	48	60	4.6%	7.6%	5.0%	13.1%	19.6%	9.5%
32	青山学院大学		●			2.63	2.58	3.27	158	274	239	60	106	73	24	29	33	50	50	50	60	9.4%	3.6%	9.0%	24.6%	17.5%	35.7%
33	学習院大学					2.44	5.55	3.94	266	488	370	109	88	94	49	51	49	50	50	50	65	22.5%	20.2%	24.4%	23.0%	28.4%	30.6%
34	慶應義塾大学			○	○	3.53	3.39	3.27	1,492	1,609	1,623	423	475	497	229	235	248	230	230	260	260	48.0%	50.4%	46.4%	56.5%	63.8%	63.4%
35	國學院大学		●	○	○	2.00	1.35	2.09	60	50	138	30	37	66	16	25	31	40	40	40	50	6.9%	7.4%	10.9%	10.0%	21.4%	50.0%
36	駒澤大学			○	○	2.40	1.49	2.03	84	70	154	35	47	76	15	28	33	45	45	50	50	2.5%	13.2%	10.4%	23.4%	21.6%	5.6%
37	上智大学					4.09	3.98	5.44	761	851	1,098	186	214	202	93	95	109	90	90	100	100	20.2%	19.6%	27.8%	41.7%	42.6%	33.3%

